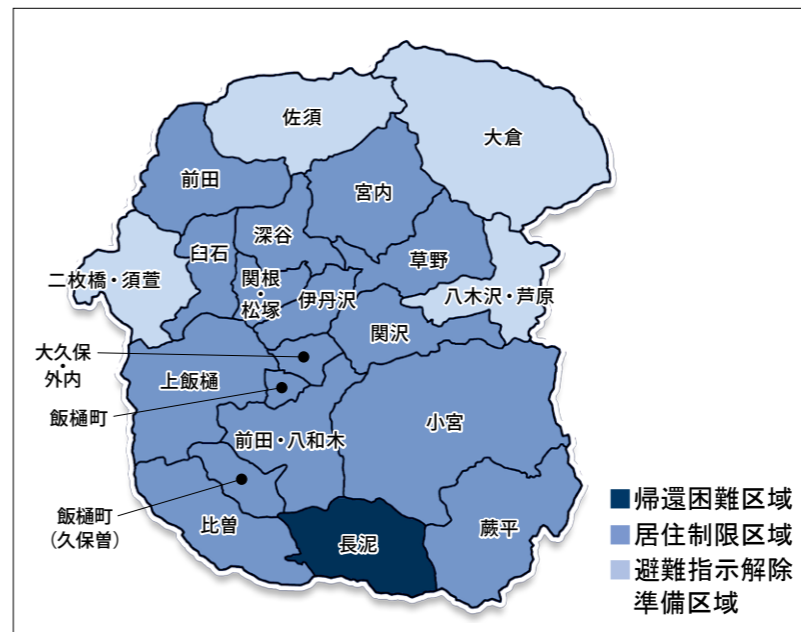


避難区域が7月17日から変わります

避難区域再編については、昨年12月26日から国が福島原発のステップ2の完了を受け、避難区域の見直しについて検討を始めました。その後、田村市、川内村、南相馬市が今年4月から新たな避難区域へと再編されています。

飯館村の避難区域再編については、4月3日の村議会全員協議会の席で国から見直し案を提示されてからこれまで、村議会や行政区長会、懇談会などで住民から意見を求め、また国と協議を続けてきました。

これにより、国から避難指示を受けている市町村としては4番目に、飯館村は避難区域の再編が行われます。



▲飯館村の避難区域再編内容



▶政府原子力災害対策本部鈴木住民支援班長から、区域見直しについての文書を受け取る菅野村長

6月11日、村は、国の原子力災害対策本部長あてに「避難指示区域の見直し」に係る飯館村の方針決定についての文書を提出しました。

この文書で、村の方針として、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の設定は行政区単位で行うこととし、付帯事項として一部に年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地区が混在する比曾、蕨平、前田・八和木行政区については、損害賠償が帰還困難区域と差が生じないようにすることなどの要望を行いました。

村からの区域見直しの方針の提出を受けて、6月15日に東京都内で国の原子力災害対策本部が開かれ、飯館村の計画的避難区域の見直しが決定されました。これにより、これまで村一円に出されていた計画的避難区域から、行政区ごとに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3区分に見直されます。

この区域見直しは、7月17日午前0時から行われます。

帰還困難区域

長泥行政区

- 簡易なバリケードにより立ち入りが制限
- 5年間は避難指示が継続

※長泥行政区の境界に設置されるバリケードは、国道399号線ほか地区に入る道路6カ所に設置されます。長泥行政区の住民や見守り隊のパトロール員等が簡易に出入りできるよう可動式のものとなります。バリケードは7月17日から設置され、今後、関係者以外は出入りができなくなりますのでご注意ください。

居住制限区域

草野行政区 深谷行政区
伊丹沢行政区 関沢行政区
小宮行政区 宮内行政区
飯桶町行政区
前田・八和木行政区
大久保・外内行政区
上飯桶行政区 比曾行政区
蕨平行政区 関根・松塚行政区
白石行政区 前田行政区

- 一時帰宅が可能(宿泊は禁止)
- 通過交通、防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧などが可能
- 金融機関(郵便局や農協の金融サービスを含む)、ガソリンスタンド、廃棄物処理などの営業が可能
- 申請により、製造業等の再開が可能

避難指示解除準備区域

八木沢・芦原行政区
大倉行政区
佐須行政区
二枚橋・須萱行政区

- 一時帰宅が可能(宿泊は禁止)
- 通過交通、インフラ復旧や各種施設の整備などが可能
- 製造業等の事業再開(線量管理が不要)
- 小売業など居住者を対象とした事業は再開の準備に限る
- 自宅の修繕工事、引越し業者による荷物の持ち運びなどが可能

区域見直しQ&A

Q・区域見直しが施行されたら、飯館村に戻らなければいけないの？

A・今回の区域見直しによって避難区域が変わっても、避難指示は継続しています。どの避難区域でも村内の居住はできません。

Q・仮設住宅、借上げ住宅で住めなくなるの？

A・避難指示が継続していますので、引き続き仮設住宅や借上げ住宅等での避難をお願いします。

Q・区域見直しによって追加される不動産の賠償の基準はどんなもの？いつから支払われるの？

A・土地・家屋等の不動産と家

財の賠償基準については、避難区域ごとに設定されます。この基準については、今後東京電力から示されます。詳しい内容についてはこの基準が示されるからお知らせします。

Q・これまでのような避難費用は支払われなくなるの？

A・避難費用はこれまでと同様、原則として必要かつ合理的な範囲の実費が支払われます。

Q・避難区域再編のために村内で営業再開する事業者は、賠償が打ち切られるの？

A・村内で営業再開しても、震災前からの減収分については引き続き営業損害の賠償が継続されます。